経済産業省

20220311貿局第1号 輸出注意事項2022第8号 経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和4年3月15日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、令和4年3月20日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分) ○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)

改正後	現行
別表第1 輸出許可申請様式の申請項目(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等 の運用について(平成12・03・17貿局第4号、輸出注意事項12第15号、 輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。)5(1)及び(3) 関係)	別表第1 輸出許可申請様式の申請項目(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等 の運用について(平成12・03・17貿局第4号、輸出注意事項12第15号、 輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。)5(1)及び(3) 関係)
項 申請項 新 訂 属 文字数 備 考 番 目名 規 正 性 数	項 申請項 新 訂 属 文字 備 考 番 目名 規 正 性 数
1~ (略) 25	1~ (略) 25
26 省令項 ○ 英 15 注15 番 EU 番号 字 字	(新設)
27 〜 129	26
130 需要者 (略) (所有 者) 日系企 業資本 が 50% 超の有 無 (略)	129 需要者 (略) (所有 者) 日系企 業資本 が 50% 以上の 有無 130 (略)
	~ 178
<入力注意事項>	<入力注意事項>

注1~注14 (略)

注1~注14 (略)

(新設)

号等番号から、それに該当する可能性のあるEU番号が参考表示されるが、入力したいEU番号が表示されない場合は、任意のEU番号を直接、

入力できる。

注意)選択したEU番号に対応する貨物等省令の条項号等番号は、本表の項番25「省令項番省令番号」に自動的に反映される(任意で入力した場合を除く。)ため、該当する貨物等省令の条項号等番号が正しいかを必ず確認すること。

(例)

EU番号入力文字列4A001.a.2.a4A001.a2a

入力したEU番号は、最大25件まで「備考欄(輸出規則第1条の2に 規定する専用電子計算機に備えられたファイルからダウンロードして申 請者の自らの使用に係る入出力装置等へ取り出した許可情報を書面に印 刷したものにより表示される輸出許可証の備考欄)」に表示される。

注15 (略)

注16 (略)